

○はやお委員長 次に、2の陳情審査に入らせていただきます。

まず（1）新たに送付されました陳情の①送付31-6、東京都千代田区三番町26計画の慎重な扱いを求める意見書提出を要望する陳情の審査に入りたいと思います。お手元に陳情書をお配りしておりますが、陳情書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では本件に関しまして、執行機関からの情報提供などございましたらお願いいたします。

○山下環境まちづくり総務課長 それでは、私のほうから（仮称）千代田区三番町26計画の概要について現状をご説明させていただきます。

敷地面積は1,734.28平方メートル、建築面積は935平方メートル、延べ床面積1万7,513.57平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、地上17階地下2階建て、高さ59.955メートルの新築共同住宅の計画で、建築主は三菱地所レジデンス株式会社でございます。延べ床面積が1万平方メートルを超える計画ですので、建築確認及び総合設計の確認及び許可は東京都のほうで建築主事及び特定行政庁となります。現在、事業主より建築基準法第59条の2の総合設計制度の許可申請は提出されておりませんが、千代田区建築計画の早期周知に関する条例の規定に基づきまして、7月1日から9月2日まで建築現場のほうに早期周知条例標識が設置されました。また、同条例に基づきまして建築主のほうから、7月7日と7月9日の両日に近隣住民に対して説明会が行われました。その後、9月2日に東京都の中高層建築物紛争予防条例に基づき標識が現在設置されておりまして、現在も設置されている状況でございます。建物の建築計画に対する要望につきましては、東京都のほうがあっせん調停を行うこととなっております。

説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ただいまの情報提供に関しまして、そしてまたわからないところがございましたら委員からの質疑を受けたいと思います。

○小枝委員 ただいまの説明ありがとうございます。日程感のところがとても大切なところかと思いますが、今、陳情の内容を読みますと、趣旨としては東京都さんの物件であるということは踏まえられた内容になっていると思います。で、その上でということで、総合設計がだめとか建てちゃだめとかいうんじゃないで、マスタープランとか地域の環境に合うものに調整を希望しているという内容になっていると思うんですが、ここに書かれているところで、まず最初に日程感ですね。早期周知条例が7月1日から9月2日ということでしたが、紛争防止条例がそうするといつまで、きょう10月何日でしたっけ、10月18日というのがどの辺の日程に当たるのかということをおっしゃれば見通し、その他、事業者の建築情報などありましたら、ちょっと教えていただきたいですね。

○はやお委員長 休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

建築指導課長。

○齊藤建築指導課長 小枝委員のご質問でございますけれども、東京都の案件になりますので、詳しいことはちょっと私どものほうでもわかりませんけれども、一般的な流れという形でご説明させていただきますと、今、まちづくり総務課長もお話しいただきましたけれども、今後、総合設計の許可制度が東京都宛てに対して申請されます。その後、東京都の総合設計許可申請の内容に基づきまして、都が公聴会を開催し、その後、都の建築審査会が同意を行うということで手続が進みます。その後、東京都でその内容が全てクリアになった時点で総合設計許可がおりまして、具体的には、その後、確認申請の手続に入り、確認申請許可がおりて着工ということになっていくと思います。

以上です。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 これから公聴会が開かれ、審査会が開かれ、許可がおりるといようなことをおっしゃったんですね。そこの大体通常一般の、何というか、期間の、区の案件であれば大体紛争予防条例が終わると、もう、すぐそれで建築確認に入るのが通常の流れなので、そうすると、今、もう、すぐに判断しないと、何の手だても、何というか、できないということになるわけですがけれども、その辺の、きょうこの場での審査をするに当たって、日程感のところ、ちょっと丁寧に教えていただきたい。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時56分再開

○はやお委員長 それでは、再開します。

答弁を求めます。

○齊藤建築指導課長 おおよその日程ということでご質問いただきましたけれども、総合設計の許可申請自体が、先ほども申し上げたように、公聴会を行って、その後、公聴会の意見等を集約しまして建築審査会に制度的にはかけるという方式になっております。おおよそでございますけれども、数カ月、来年になる可能性もあるということ、来年度1月とか2月ぐらいになるという可能性もあるので、ちょっとそこら辺は流動的なんですけれども、おおよそそのような見込みであると思われまます。

○はやお委員長 岩田委員。

○岩田委員 陳情書にも出ていますけれども、これはあくまで建築主事が東京都ではありませんけれども、実際に建物が建つのは千代田区なわけで、例えばすごいばかでかいものが建って、風の被害だの何の被害だのというのを受けるのは千代田区なので質問いたします。

建築基準法の趣旨で、総合的な配慮がなされ、環境の整備改善につながることに、59条の2で書いてあります。また、区の都市マスタープランでは、目標で地球環境、都市環境を改善と書いてあります。総合設計制度では周辺環境へ十分に配慮、三番町地区計画では良好なまちなみを形成というふうに書いてありますけれども、この計画のとおりのものが千代田区に建った場合に、これが全てオーケーになるというふうに思われますか。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○はやお委員長 それでは、再開します。

建築指導課長。

○齊藤建築指導課長 実際には、委員ご指摘の件につきましてでございますけれども、現在、申請がまだ出てきていない状況でございます。今後、総合設計の中で東京都ではございますけれども、当然、東京都の審査の中で、委員おっしゃられた区のマスタープランとか地区計画、また総合設計の基準等にもろもろによりまして内容を審査していくことになると思います。現段階では、冒頭に申しましたけれども、まだ計画が決まっていないところですので、許可ということになりますと、そういうところの審査を経て許可がおりるといことで考えております。

○小枝委員 関連。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 お手数ですが、59条の2のところの条文について、1回、私、きょう持ってきてないので読み上げていただけますか。

○齊藤建築指導課長 それでは、59条の2について申し上げさせていただきます。

冒頭からですけれども、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつその敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつその建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより、市街地環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率または各部分の高さは、その許可の範囲内において関係規定の限度を超えることができるという内容でございます。

○小枝委員 わかりました。その趣旨に特定行政庁、今回は東京都なわけですから、東京都が千代田区のルールなどもしっかりと踏まえてやっていただくということが趣旨だと思うんですけれども、日程的にはちょっと微妙、年は越すだろうみたいなおっしゃり方だったので、あるようなないようなというところではありますけれども、こちら私たち側も学習過程が必要ですので、可能であれば、こういうもう少し日程的な流れの詳細感と、少し千代田区の三番町地区計画がかかっていますので、もう今解体に入っているんですかね。その辺のもう少し詳細な状況や、もう地域でまちをよくしようということで決めてきたルールの考え方であるとか、そうしたものをここに出していただいて、その上で本当は事業者の良識ある事業者さんにとっては、アクションが早ければ早いほど調整が付きやすいので、いいことだとは思いますが、とはいえ、やっぱり丁寧にやったほうがいいと思うので、もしお取り計らいいただければ、そういった資料を出していただいた上で日程感を持ち、共通の千代田区ルールの思うところを確認した上で、住民のために、この特定行政庁、東京都との関係あるいは地元と非常に関係性の高い事業者との関係で何ができるのかを判断できたらなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。これは今委員長に聞きました。

○はやお委員長 あ、俺に言ってるの。（発言する者あり）

○小枝委員 資料が出るか出ないか。

○はやお委員長 今、実際、資料となると、そちらのほうの今の東京都案件なんだけれども、やっぱり区だよなと。それで住んでいる人たちに対してということでマスタープランも関係してくるだろうし、いろいろなものがある、と。そういう状況の中で、今、まずス

ケジュアル感がどうあるのか、その辺のところについて、どのポイントで、次の4定ぐらいのところ、途中なのか、その辺の資料の整理を……

○小枝委員 閉会中。

○はやお委員長 閉会中といえどもできるからね。だから、ちょっと資料なんかの整理ができるかということ、まあ、やってよねということなんだけど、そのところ——ちょっと休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時06分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

建築指導課長。

○齊藤建築指導課長 今ご質問いただきました資料についてでございますけれども、関係する資料、特に区の関係する資料に関して、出せるものについて精査させていただきます、また調整させて提出させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

○木村委員 昨日の決算委員会に示された資料、総合設計制度の資料を出していただきまして、千代田区物件と東京都物件と一覧表をつくっていただきました。これは全体的な傾向なんですけど、総合設計制度を使ったいいわゆる建築、これは相隣紛争との関係で、使っていないものと比べて、相隣紛争のいわゆる多い少ないというのは一般的な傾向として感触っておりますか。

○山下環境まちづくり総務課長 総合設計を使った建物は、やはり高さが少し高くなりますので、紛争全体の平均から比べると若干高くなる傾向はあると思ひます。

○木村委員 確かに総合設計制度は公開空地をつくると。これを前提として容積率、高さを緩和する制度ですので、周りへの影響というのは非常に大きくなるわけですよ。東京都の総合設計許可要綱というのを持っているんだけど、これ大体考え方というのは千代田区も同じでしょう。同じですね。この許可要綱の運用方針を見ると、要するにここで定めた許認可する基準ね、これについては、技術基準として示したものと。この技術をクリアしたものという技術基準として指し示していると。同時に、許可の要件を満たすものであるか否かは具体的な計画に即して総合設計制度の趣旨等を勘案して判断すると。総合設計制度の趣旨というのは、恐らく先ほどの建築基準法上の59条の2のいわゆる環境の改善に資するかどうかだと思ひますよ。いわゆる総合設計制度を許可する場合には、審査基準をクリアしたといういわゆる必要条件と、それから周辺環境の改善に資するものかという許可する十分条件といひましようかね、二つの条件をクリアする必要があるだろうと。審査基準というのは、これは確認申請と同じようなものだろうからチェックしやすいんだけど、住環境の整備に資するかどうか、この辺の判断というのは公正かつ適正な判断をするための担保、これはどこにあるんでしょうか。

○加藤住宅課長 住環境の整備ということで、私のほうでとりあえず答弁のほうさせていただければと思ひます。

もちろんさまざまな住宅を整備をするといったところの中で、住環境の整備の要綱のほうを平成28年度ぐらいからたしか要綱を改正させていただいて、その制度が動いている

といったところでございます。もちろん良質な住宅を建設いただくと。それ以外にも、先日の分科会のほうでもご指摘をいただきましたが、ちよくるポートのほうの設置であったり、それ以外にもさまざまな区の行政需要に応じた形でご協力をさまざまお願いしております、その中でさまざまな件数のほうを算段——算段というか件数を設けておりました、その中で行政の需要と供給のほうがある程度されるといったところで、それぞれ区と事業者のほうで協定のほうを結ばせていただいて、それで設置のほうを進めていただくという形になってございます。

○齊藤建築指導課長 市街地環境の改善という部分についてですけれども、実際に建築基準法の総合設計許可の考え方としまして、いわゆる特例許可なので、いわゆる空地を設けることでいわゆる高さ及び容積を緩和するということになります。ご案内のとおり、そういう規則でございますけれども、実際に市街地環境の改善というのは、例えば敷地規模、その計画の敷地規模や公開空地や緑地の形態、また交通上、安全上、防火上、衛生上、いわゆる災害防止要件とも言われている要件、またそれに加えて許可する適正な容積また高さの配慮という環境整備要件と呼ばれていますけれども、そういうものが要件であります。さまざま一つだけではなくて、それぞれを複雑に交互に組み合わさっております、その中で、総合的に判断する中で環境の改善がされたかどうかということで判断していくということになっております。

○木村委員 市街地環境の整備の改善に資したかどうかというのは数値ではかるわけですか、数値で。この総合設計制度というのは、どうなんでしょうか。

○齊藤建築指導課長 一つは、やはり総合設計の要綱の中で、やっぱり許可するに関しては規則行為と裁量範囲の中の決め事として、一つは、要件として委員おっしゃるように数値というところで大きな考え方があると思います。また、さまざまな例えば建物の形態とか形状とか、いわゆる高さを分節して高くないように配慮するとか、さまざまな建物の形態とか敷地の緑化の形とか広場の使い方とか、そういうところをるる申請者が説明する中で、最終的には判断は区なり都なり、特定行政庁が行うんですけれども、さらに言えば、法律的に第三者的な視点の担保として建築審査会というところで、法の中でも最終的な付与されて意見を述べるというような制度設計になっております。

○木村委員 総合設計制度を使って開発しようという敷地の中でのご説明だと思えますよ。高いものをつくると、容積率緩和で高さ制限も緩和されると、公開空地をつくることで。要は公開空地をつくることで、その計画されている外の周辺の環境にどれだけ改善に資するかということが問われると思うんですよ。で、そういう視点で建築審査会は果たして審査してくれるだろうか。これが大事だと思うんですよね。総合設計制度については二つの基準があると。技術的な基準と同時に周辺環境で環境を整備して本当に改善に資するかどうか。それは自分が建てた敷地の中で改善したかどうかじゃなくて、それをつくることで公開空地を整備することで周りの環境にどれだけ資するかということが問われてくると思うんです。これを審査するのはどこなのか。やっぱり総合設計制度を使った開発する場合にはこれが一番大事なわけですよ。大手がやるのに建築基準法違反はしないと思いますよ。どれだけ周りにいろんな影響を与えて、それが周りの住民の環境に役立っているかということを考えると、やっぱり総合設計制度では周辺の住民の方の意向を反映する仕組みをどうやって組み立てていくのかということだと思えますよ。だって、近くの人

たちが一番詳しいわけだから、その公開空地を設けてどれだけ役立つかどうかというのは、だからその人たちの視点をどう許可する過程で反映させていくのかということだと思うんですね。現行の制度はそういう仕組みがあるのかどうか、ちょっとその点だけご説明ください。

○齊藤建築指導課長 まず初めに、そもそも総合設計、委員ご案内のとおり、今、日本の都市にあって、その制度や法律の中で、社会構造上なかなか確保が難しいといわれている都市の空間、公共がなかなか設けづらいというのも一つの要因ではありますがけれども、そういう都市の空間をどうやって生み出すかということの一つの手法だと私どもは考えております。また、これは敷地が一定規模以上である場合に適用されるものであって、かつ地域に必要とされる公益施設の整備や、計画地域周辺の市街地の環境の改善に資するものについて、先ほど申し上げましたけれども、建築審査会の審議も得て都知事や区長が許可するものだと考えております。

実際に制度そのものについては、個人の利害を調整できなければ活用できないという制度ではないと捉えております。しかしながら、委員おっしゃるように、これまでの中でも総合設計制度ができてから、やはり広場の活用とか広場が周辺地域に資するものかどうかということについて、いろいろ議論をしなければならないという考え方も、一方でいろいろなさまざまな論説として出てきているのも存じ上げております。しかしながら、区の制度の中でも都の制度の中でも、およそ10年前ですけれども、先ほど述べましたように、早期周知条例とかそういうもので、いわゆる総合設計が始まるさらに前の段階で住民と意見を交わせるような形で、いわゆる総合設計の申請があった後の中で審査するという形であれば、できちゃった結果なかなか設計者というのはつくってから変えるというのはなかなか厳しいと思います。早目に意見を取り入れるという制度として、一つの考え方として総合設計制度の以前に早期周知ということで、それを提出する前のさらに前ということで、大規模に関して説明会等を開くような制度をつくって進めてきたというふうに私は考えております。

○木村委員 確かに早期周知条例そのものは紛争予防条例に先立って、計画が固まる前に開かせて住民の声を反映させようという仕組みであることは私も承知しています。そこに一番の意義があると思うんですね。ただ、それがあっても、現状はやはり総合設計制度を使った建築物はやっぱり相隣紛争が起きやすいと。それはやはり総合設計制度そのものが内在するものにやっぱり原因があるんじゃないかと。だとしたら、いかにもっと強く近隣の人たち、周辺住民の意向を反映させる仕組みが私は必要じゃないかと。で、これは全国に目を向ければ幾つか事例があるわけですよ。例えばある自治体では、景観審議会に全体周辺の影響をチェックさせるとか、あるいは都計審の審査に付するだとか、いろんな自治体の実践例があるんで、これをぜひ区としても他区の実例なんかも調査していただいて、その内容も当該委員会にご報告いただきながら、先ほど来の資料の請求もありましたけれども、その中でまた検討できるようにできればと思いますので、ちょっとあわせて委員長にお願いしたいと思います。

○はやお委員長 どう思う……

○小枝委員 関連。

○はやお委員長 関連。

○小枝委員 いや、今のことで。

○はやお委員長 いいの。

景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 木村委員がおっしゃる総合設計制度が、いわゆる敷地に着目した敷地最適になるというような懸念がありますよというようなお話のかなと思います。それに対して千代田区の姿勢としては、面的にその地域をどうしていくかということについては、先ほどの市街地環境も含めて、緑地の創出ですとか環境への配慮ですとか防災面ですとか、そういったことも含めてその市街地の総合的なあり方をやはり地区計画の中で結実をしていくというような方向性をとって、他の自治体に比べて非常に地区計画をかけているエリアが多いという状況になっているのかなというふうに思います。ですので、事後の早期周知というような仕組みも当然ございますけれども、事前に地区計画を通じて面的な市街地環境の配慮ということを地域の合意形成も含めて取り組んでいるというような状況でございますので、事後の仕組みのご検討をというご提案でありますけれども、区の基本的な姿勢としてはそういう状況にあるというふうに認識をしております。

○小枝委員 関連。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。先ほどの制度はそうだと思うんですけど、担当課長の答弁からすると、設計図ができてしまうと、できる前に調整をするために早期周知条例があるというお話でしたから、そうすると、本当はまさに今でということになってしまって、でき上がったところから言えなくなってしまう、言いづらい、あるいは固まってしまう。これが50、60の地域だから、50であればある程度自由度が高いといったら何ですけども、なんだろうと思うんですけども、60に緩和する案件なので、ということは地区計画の趣旨とか、もしくはいろいろ諸制度、丸の内にオフィスビルを建てたことによる一つの昔の飛ばしが残っているのかもしれないし、そういう点では、あと他の同じ三番町地域では保育園か高齢者のホームがないと許可しないよということまでやっている中での今なので、言わんとするところは、設計図がもう逆に言うと、今、固まる寸前なんじゃないかなというタイムスケジュール、さっきから言っているんですけど、今の答弁からすると、じゃあ今のうちに地区計画に基づくものの協議をむしろ千代田区レベルで頑張っていたきたいということ、きょう何かやらないと間に合わないような気持ちにもなりますが、その辺のところどうなんでしょうか。

○齊藤建築指導課長 今、小枝委員のご質問ですけども、私の説明が足りなくて申しわけございません。実際に設計図ができてしまっているとかと違って変えられないというわけではございませんし、実際に私の説明が足りなかった部分はおわびしたいと思いますけれども、実際に総合設計制度の中で、実際にこの後協議できないというわけではございませんで、先ほど申しましたように、制度の中で、いわゆる説明会というか、公聴会ですね、公聴会を開いてそこで意見を聞いて、それをもとにいろいろ、今、相隣のあっせんも今これから入るところになりますので、その中で進めていけますので、それが全く機能しないということではないと私も思っております、そこについては訂正させていただきたいと思っております。

○はやお委員長 きょうの段階では早期周知の件についてもわからないところですので、

今、タイムリーにちょっとその資料を集めていただいて、で、ちょっとスケジュール感がちょっと見えないものですから、それを用意していただいて、そしてまた先ほどのさまざまな地区計画等々の資料もそろえていただいて、ちょっと共通認識に立って議論していかないと、じゃあ今ここだと言われても判断のつけようがないので、とにかくその辺の資料を集めていただいて、そしてタイムリーに、そしてまた閉会中といえどもやらせていただくのであれば皆さんと調整させていただいて対応したいと思っておりますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

あ、岩田委員。

○岩田委員 すごい大枠の話なんですけども、さっきも言いましたけども、都が管轄するんですけども、実際に建つのは区なので、迷惑をこうむるとか被害をこうむるのは千代田区なわけじゃないですか。それでさっき空地进行を設けることで高さ容積率を緩和する、空間を生み出す手法だというお話がありました。確かに開発するほうからしたら打ち出の小づちのようなやり方だと思うんですけども、じゃあこれをやったらどんだん高い建物ばかりになっちゃいますけど、それで良好なまちなみとか、環境の整備改善なんていうのは守られるんでしょうか。それを東京都がもしもやったら、区が東京都さんちょっと待ってくださいよと言うべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○齊藤建築指導課長 ちょっと全体答えられるかどうかはちょっと厳しいかもしれませんが、実際に緩和だけの点について目を向けるとそういう視点もあるかと思えます。ただ、いわゆる先ほども申しましたが、空地がまちの中で足りないとか、これまでの制度の中でも空地を利用したりとかとさまざまな使い方が千代田区の中でもされています。片や、区の政策課題としても、やはり都市の空間をどうやって生み出すかということも問題になっておりますので、そういういい面もあるところも一つありまして、そこの緩和の限度、緩和についても幾らでも緩和するというわけではなくて、やはり定められた基準の中で緩和するというところで、それについても、いわゆるさまざまなステークホルダーの方が、さまざまな意見でこれはよいとか悪いとかいろいろな意見があると思えます。その中で定められた制度でございますので、この制度の中でうまく最適解、委員のおっしゃられる意見もありますけれども、最適解を見つけられたらと思えます。

○はやお委員長 とにかくここも地区計画も網かかっているようなんで、そうすると高さの縛りもあるわけですよ、網かけが。だからちょっとその辺を含めて、今、ただただ高くとかと、ちょっと外郭的な話だけじゃなくて、ここのちょっと焦点を合わせて限局的な話をするために、ちょっと資料で共通認識で議論しましょうよ。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、ごめんなさい。木村委員。

○木村委員 先ほどの都市計画課長の地区計画が千代田区はあるんだと。地区計画があるんだと。それでは地区計画のルールの中で判断すればいいということでしょう。それに従えばいいんだと。例えば地区計画面定めでも、要するに確かに地区計画を守らせるのは特定行政庁の大事な役割でしょう。本来は日テレの問題は出てこないの本当はね。だって地区計画を守るのが行政庁の仕事なんだから。でも実際に個別の開発になると、地区計画のルールの中でも周辺にいろんな影響を及ぼすわけですよ。で、それは地区計画を守っている計画なんだから我慢なさいということですか。ちょっとそれだけ確認させてください。

○印出井景観・都市計画課長 いや、制度的に総合設計の敷地最適に対して市街地全体の面的な環境の配慮という部分で、事後の対応策もあるけれども、事前には地区計画という形で地域で合意形成を踏まえたルールをつくっていると。その上で、先ほどもございましたけれども、この地域については総合設計についても一定の天井を設けているというような状況もありますので、そういう姿勢で千代田区としてはこれまで取り組んできたということをご申上げたということでございます。

○木村委員 敷地最適でも外部不経済ってあるわけですよ、経済学でいう。それをつくることで周りにいろんな影響をもたらすわけですよ。ですから、事後だけじゃなくて、やはり計画づくりの中で住民がどれだけ関与できるかという仕組みをつくるのが大事なんですよ。千代田区の総合設計制度は全部市街地住宅型じゃありませんか。公開空地のほかに良質な住宅をつけるとまた緩和されるわけですよ。だからどんどん住民がふえちゃって、住宅がふえちゃって学校は満杯という状況になっているわけじゃありませんか。ですから、総合設計制度にトータルの視点で検討できる仕組みをどうやってつくるのかと、これが大事なわけですよ。で、全国の自治体でいろんなやっぱり不完全だけれども探求している自治体があるわけで、千代田もその一つだと思うんだけど、探求し実践しているところがあるわけですよ。ですから、そういうところの資料も、ちょっと先ほどまだご答弁がないので、調整していただけるかどうかだけちょっと確認してください。

○はやお委員長 はい。どうですか、今いろいろの付置義務等々、うちの地区計画であるよといいながら、ほかのところでも人口がふえちゃって、総合設計等々のところについての自治体のほうの例について調べていただきたいということなんですけど、用意できますか。

○齊藤建築指導課長 他自治体の事例ということで、総合設計について調べて取りそろえさせていただきたいと思います。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○はやお委員長 再開いたします。

それでは、この送付31-6につきまして、今まだ申請も終わっていないということなんですけれども、取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、継続という取り扱いにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。